

12. ウィルス対策標準

0.91 版

----- 取扱注意事項 -----

特定非営利活動法人日本ネットワーク・セキュリティ協会（JNSA）のセキュリティポリシーワーキンググループにて作成した「情報セキュリティポリシーサンプル」（以下、ポリシーサンプル）をご参照、ご利用される場合、以下の事項に従ってください。

1. 公開の目的

- 1-1. セキュリティポリシーを作成する際の参考
- 1-2. 既存のセキュリティポリシーとの比較によるレベル向上
- 1-3. 既存のセキュリティレベルの大きな把握

2. ご利用にあたっての注意事項

- 2-1. ポリシーサンプルの著作権は、NPO 日本ネットワークセキュリティ協会（JNSA）に属します。
- 2-2. ポリシーサンプルへのリンクは、JNSA 事務局（sec@jnsa.org）への一報をもってフリーです。ただしリンクには必ず JNSA サイトのトップページ(<http://www.jnsa.org/>)を指定してください
- 2-3. ポリシーサンプルの全文もしくは一部を引用する場合には、必ず引用元として「JNSA セキュリティポリシーWG 作成ポリシーサンプル」を明記して下さい。営利目的、非営利目的の区別はありません。

ポリシーサンプルの全部あるいは一部をそのまま、ご使用いただく場合：

【出典】「情報セキュリティポリシーサンプル(0.91 版)」

NPO 日本ネットワークセキュリティ協会(JNSA) <http://www.jnsa.org/>

ポリシーサンプルを一部加工して、ご使用いただく場合：

【参考文献】「情報セキュリティポリシーサンプル(0.91 版)」

NPO 日本ネットワークセキュリティ協会(JNSA) <http://www.jnsa.org/>

- 2-4. ポリシーサンプルを利用したことによって生ずるいかなる損害に関しても JNSA は一切責任を負わないものとします。
- 2-5. 本ポリシーサンプルを報道、記事など、メディアで用いられる場合には、JNSA 事務局にご一報ください。

3. ご意見等連絡先

ポリシーサンプルに関するご意見・ご感想・ご質問等がありましたら、JNSA 事務局まで E-Mail にてご連絡ください。ただし勧誘、商品広告、宗教関連、チェーンメールの E-Mail はお断りします。

また、E-Mail にファイルを添付する場合は、添付するファイルをアンチウイルスソフトウェア等で予め検査を行ってください。

URL : <http://www.jnsa.org> E-Mail : sec@jnsa.org

12. ウィルス対策標準	3
12.1 趣旨	3
12.2 対象者	3
12.3 対象システム	3
12.4 遵守事項	3
12.4.1 アンチウイルスソフトの導入	3
12.4.2 アンチウイルスソフトの利用	4
12.4.3 PC およびサーバソフトウェアのセキュリティ対策	4
12.4.4 PC における電子メールを介してのウィルス被害の防止	4
12.4.5 ウィルス/ワームに関する啓発教育の実施	5
12.4.6 情報システム部におけるウィルス対策窓口の設置	5
12.4.7 アンチウイルスソフトがウィルスを検知した場合	5
12.4.8 ウィルスに感染した場合	5
12.5 例外事項	6
12.6 罰則事項	6
12.7 公開事項	6
12.8 改訂	7

12. ウィルス対策標準

12.1 趣旨

本標準は、ウィルス・ワームによって引き起こされる情報漏えいやシステム破壊の被害を未然に防ぐことを目的とする。

12.2 対象者

PC を利用するすべての従業員

12.3 対象システム

PC およびゲートウェイサーバ

12.4 遵守事項

12.4.1 アンチウイルスソフトの導入

- (1) 当社は、PC およびファイルサーバ並びにメールゲートウェイ上にアンチウイルスソフトを導入する。
- (2) アンチウイルスソフトは、情報システム部が指定したソフトを導入することとし、PC およびファイルサーバとメールゲートウェイのソフトは、別会社のソフトを使用する。
- (3) 選択するアンチウイルスソフトの要件には、以下の機能が含まれていなければならない。
 - ◇ 定義ファイルの自動更新機能
(ベンダー 社内サーバ、社内サーバ PC)
 - ◇ 常時スキャン機能
(ファイルシステム、電子メール)

12.4.2 アンチウイルスソフトの利用

- (1) 対象者は、PC に導入されたアンチウイルスソフトを常駐設定にし、ファイルへのアクセスおよび電子メールの受信時には、常時スキャンできるように設定しなければならない。
- (2) 対象者は、常時スキャンだけではなく一週間に一度、ファイル全体に対するスキャンを実施することとする。
- (3) 対象者は、定義ファイルを毎日一度は更新するように設定しなければならない。

12.4.3 PC およびサーバソフトウェアのセキュリティ対策

- (1) 対象者で PC の貸与を受けている者は、PC に導入されているソフトウェアを『PC 等におけるセキュリティ対策標準』に従って、最新状態に維持しなければならない。
- (2) 対象者でサーバ管理者の者は、サーバに導入されているソフトウェアを『サーバ等におけるセキュリティ対策』に従って、最新状態に維持しなければならない。

12.4.4 PC における電子メールを介してのウイルス被害の防止

- (1) メールを受信にあたっては、電子メール保護機能を有効にしなければならない。
- (2) 送信元不明のメールに添付されたファイルや、実行形式のまま添付されたファイルなど、不審な添付ファイルに対してはこれに操作を加えてはならない。
- (3) ファイルを添付してメールを送信する場合、当該ファイルのウイルス感染が無いことを必ず確認しなければならない。
- (4) 電子メールサービスを利用中に、ウイルスの発見や、ウイルスと思われる症状を発見した場合は、『セキュリティインシデント報告、対応標準』に

基づき対応しなければならない。

12.4.5 ウィルス/ワームに関する啓発教育の実施

- (1) 当社の PC を利用する場合には、はじめにウィルス/ワームに関する啓発セミナーを受講しなければならない。

12.4.6 情報システム部におけるウィルス対策窓口の設置

- (1) 情報システム部は、社内のウィルス被害状況等を迅速に収集するために、ウィルス対策窓口を設置し周知徹底しなければならない。
- (2) ウィルス対策窓口は、社内のウィルス被害状況を掌握し、問題発生時の一時対応を実施する。

12.4.7 アンチウィルスソフトがウィルスを検知した場合

- (1) 対象者は、アンチウィルスの駆除機能を使用してウィルスを駆除しなければならない。
- (2) 駆除した結果に関しては、情報システム部に申請書を提出し、報告しなければならない。
- (3) ゲートウェイ上で検知した場合は同様に駆除し、情報システム部への報告することはない。

当社のシステムでは、ウィルスの検知は通常ゲートウェイ上で検知されるが、万一 PC 上で検知できた場合には、ゲートウェイ上のアンチウィルスソフトの性能を再確認し、製品の入れ替え等を検討しなければならない。

12.4.8 ウィルスに感染した場合

- (1) 対象者は、以下の症状が発生した場合には、ウィルス対策窓口へ報告し、対応方法を教えてもらわなければならない。
 - ◇ PC の動作が重くなった。

- ◇ ウィルス付のメールが送られたとの連絡があった。
- ◇ 突然、花火がなった。
- ◇ 突然、うずを巻いた。
- ◇ ファイルを開こうとしたら、マクロの警告ポップアップが出た。
(このポップアップが何を意味しているかを把握できているなら、報告の必要はない)

- (2) 連絡を受けたウィルス対策窓口は、PC からネットワークケーブルをはずすことを指示し、現場に急行しなければならない。
- (3) 現場では、アンチウィルスソフトの定義ファイルがいつ更新されているかを確認しなければならない。最新であれば、PC に対してフルスキャンを実行し、ウィルスが検知されるかを確認しなければならない。
- (4) ウィルスが検知された場合は、そのウィルスの特性上どのような挙動を示すかを予測し、影響範囲の特定を実施しなければならない。ウィルスが検知されない場合は、ファイアウォールのログを確認し、怪しいログが残っていないかどうかを確認するなどして、原因を特定しなければならない。
- (5) ウィルス被害の影響範囲が、社外にまで至っており場合、『セキュリティインシデントに関する標準』に従って、問題の沈静化を図らなければならない。

12.5 例外事項

業務都合等により本標準の遵守事項を守れない状況が発生した場合は、情報セキュリティ委員会に報告し、例外の適用承認を受けなければならない。

12.6 罰則事項

本標準の遵守事項に違反した者は、その違反内容によっては罰則を課せられる場合がある。罰則の適用については『罰則に関する標準』に従う。

12.7 公開事項

本標準は対象者にのみ公開するものとする。

12.8 改訂

- ・本標準は、平成××年××月××日に情報セキュリティ委員会によって承認され、平成××年××月××日より施行する。

- ・本標準の変更を求める者は、情報セキュリティ委員会に申請しなければならない。情報セキュリティ委員会は申請内容を審議し、変更が必要であると認められた場合には速やかに変更し、その変更内容をすべての対象者に通知しなければならない。

- ・本標準は、定期的（年1回）に内容の適切性を審議し、変更が必要であると認められた場合には速やかに変更し、その変更内容をすべての対象者に通知しなければならない。